



ねこの手 Vol. 210 8月号

20年8月1日発行

発行 行政書士近藤法務コンサルタント事務所

## 許可申請あれこれ(4)

梅雨も明けて夏本番、毎日暑い日が続きますね。暑さ対策も必要ですが、コロナ感染者数も気になるところです。コロナ対策も気を抜かず、元気にこの夏を乗り切りましょう！

では、今回は「食品衛生法改正で届出制度創設！」についてお話いたします。

### ◎食品衛生法改正で届出制度創設！

現行法では、営業許可制度のみでしたので、営業許可が必要な「要許可業種」、営業許可が不要な「要許可業種以外」に分けられていましたが、今回の改正で「要許可業種」が34業種から32業種に再編され、「要届出業種」と「届出対象外」が新たに創設されました。

この度の改正で、原則全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が義務付けられることに伴って、保健福祉事務所等が営業許可の対象業種以外の事業者の所在等を把握できるよう、営業許可の対象となっていない業種を営む営業者は、届出不要業種以外のものは届出が必要になったのです。

#### (届出不要業種)

食品・添加物の輸入業、食品・添加物の運搬・貯蔵のみを行う営業、容器包装に入れられた（又は包まれた）食品・添加物のうち、常温で品質が長期間劣化しないものを販売する営業、器具・容器包装（合成樹脂以外）の製造業、器具・容器包装の輸入・販売業、食品衛生法上の営業に該当しない業種（農業、水産業）

上記以外の業種は許可若しくは届出が必要になりますので、ご注意ください。

届出の内容は、届出者の氏名、施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品等に関する情報、食品衛生責任者の氏名などです。

今後も新しい情報が入り次第ご報告していきたいと思っております。

次回は、「酒類の販売業免許申請について」です。 （行政書士 河本幸江）

## 行政相談コーナー パワハラ防止法施行

6月1日にパワハラ防止法が施行されました。(中小企業は、2022年4月1日から)企業において、パワハラの相談が増加し、それに対する対策として法律が施行されました。パワハラとは、①優先的な関係を背景とした言動②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの③労働者の就業環境が害されるもの のすべての定義を満たすものと規定されています。具体的には、6つの類型が定められていて、身体・精神に対する攻撃、人間関係からの切り離し、過大または過小な要求、個人への過大な侵害などがあげられます。

詳しくは、厚生労働省のHPなどで確認してみてください。中小企業の施行はもう少し先ですが、この法律にかかわらず、パワハラは民法上の不法行為にあたりますので、くれぐれもお気を付けください。

8月の行政相談は、8月21日(金)10時～15時

津山市総合福祉会館にて。予約不要、相談無料、秘密厳守

## 行政書士コーナー 自筆証書遺言の保管制度始まる

7月10日から、法務局による、自筆証書遺言の保管制度が始まりました。

これは、これまでの、自筆証書遺言のデメリットである、紛失、改ざん、隠匿等のリスクを軽減するものとして、今回の相続法改正の最後の目玉です。

法務局に、自筆証書遺言を持って行くと、法務局で要式(法律上の形式)の確認をしてもらい、その原本と画像データを預かってくれます。

しかし、ここで注意が必要なのは、あくまで、法務局によるチェックは、要式のみで、内容の有効無効のチェックをしてくれるわけではありません。内容は自己責任です。また、本人のみの申請ですので、代理人がその申請をすることはできません。厳重な本人確認が行われます。その意味では、その遺言の信ぴょう性が増すかもしれません。しかし、一方、法務局に行けない人は、利用することはできないということです。さらに、遺言というものは、遺言者の死後にその効力が発生するものですが、遺言者が亡くなったからといって当然に法務局から「遺言預かってますよ、」なんて通知は来ません。法務局が発行してくれる「保管証」を相続人などにわかるようにしておく必要があります。

デメリットは多いのですが、そこを理解すれば、従来の自筆証書遺言の弱点を補う制度ですので、積極的に活用されてはいかがでしょうか。

## ねこの散歩

### 名城のたび（50）～沼城跡



亀山城跡（岡山市） 遠景（下）



岡山市沼にある沼城。こここそ、宇喜多直家が戦国大名に名乗りを上げ、その子、秀家が生まれた城です。沼城は、遠景から見ると、亀のようにも見え、別名亀山城ともいわれます。この城は、もともと、金川松田氏に仕える中山信正の城でした。中山氏は、その後浦上氏に仕えるようになり、その娘は直家に嫁いでいました。しかし、直家は、舅である信正を、酒宴の席で討ち果たし、そのままこの城を乗っ取り、備前に勢力を広げていくことになるのです。

ここ沼城は、文字通り、当時は、沼の中の小高い山に築かれており、今でも、その様子をうかがい知ることができます。現在は、本丸跡は、弁財天神社になり、西の丸は、浮田小学校の体育館になっています。神社の石段を上がると、本丸跡で、石碑や説明板があります。西の丸には、体育館の裏手の山が当時を少しうかがわせますが、遺構らしきものはありません。それでも、城跡周辺を散策しながら、当時の様子を想像してみると楽しいものです。

## ねこのひげ

### 津山ボーイズ、新グラウンド使用開始



津山ボーイズが、新たな練習場として整備を進めてきました、丸山町民グラウンドの使用開始式が7月23日に開催されました。整備開始から約1月半の作業を経て、ようやく完成いたしました。当日の式典には、美咲町教育委員会、近隣住民の方、OBなど約80名が集まってくださいました。式典後の紅白戦も住民の方が熱心に観戦してくださり、大変喜んでいただきました。翌24日には、地元の八幡様に安全祈願をしていただき、30日には、初めてのナイト練習もしました。そして、8月1日には、東岡山ボーイズを招いて、こけら落としの練習試合も行いました。これで、本格的にこのグラウンドで一生懸命練習に打ち込むことができます。

# ねこのみみ

## 家賃支援給付金

7月14日より、5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金の支給が始まりました。支給対象は次の①～③のすべてを満たす事業者です。

- ① 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など幅広く対象となります。
- ② 5月～12月の売上高について
  - ・1か月で前年同月比▲50%以上 又は
  - ・連続する3か月の合計で前年同期比▲30%以上
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料の支払い

給付額は、

法人で最大600万円、個人事業者で最大300万円を一括支給です。

算定方法は、申請時の直近1か月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍です。

算定方法、申請方法等の詳しくは、

家賃支援給付金コールセンター

0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）

までお問い合わせください。

広告

ハピネスカラーマットで楽しむ

山の幸染め  
にチャレンジ



- 昇華性染料だから、繊維の奥深く染まり洗濯や摩擦では色落ちしません！
- 庭先や外出先で見つけた花や葉っぱをカラーマットでアイロンプリントしてオリジナルのハンカチやスカーフを作ってみませんか！詳しくは電話でお問合せください。

「ねこの手」に関するお問い合わせ、行政相談、各種相談については、こちらまで。

お問い合わせ先

スマイル工房（津山市高野山西 852-1）  
インストラクター：近藤 千栄子  
TEL: 0868-26-2416  
携帯：090-8241-7836

行政書士 近藤法務コンサルタント事務所 行政書士 近藤雅文 行政書士 河本幸江

岡山県津山市高野山西855-9 TEL (0868) 26-1192

<http://www.5e.biglobe.ne.jp/~nekohan/>